

社会福祉法人喜寿福祉会
役員等報酬等の支給基準について

1 報酬等

役員等名	報酬等の種類	報酬等の額	備 考
理事長	1 基本報酬	月額 500,000円	
	2 業務報酬	日額 2,000円	
	3 業務に係る費用弁償	日額 3,000円	
	4 理事会・評議員会出席費用弁償	日額 3,000円	
業務執行理事	1 業務報酬	日額 2,000円	
	2 業務に係る費用弁償	日額 3,000円	
	3 理事会・評議員会出席費用弁償	日額 3,000円	
理 事	1 業務報酬	日額 2,000円	
	2 業務に係る費用弁償	日額 3,000円	
	3 理事会・評議員会出席費用弁償	日額 3,000円	
監 事	1 業務報酬	日額 2,000円	
	2 業務に係る費用弁償	日額 3,000円	
	3 理事会・評議員会出席費用弁償	日額 3,000円	
評議員	1 業務報酬	日額 2,000円	
	2 業務に係る費用弁償	日額 3,000円	
	3 評議員会出席費用弁償	日額 3,000円	
その他の 外部委員等	1 業務報酬	日額 2,000円	
	2 業務に係る費用弁償	日額 3,000円	
	3 委員会等出席費用弁償	日額 3,000円	

(註) ①理事会・評議員会等の出席に係る報酬は支給しない。

②職員を兼務する役員・評議員等には報酬・費用弁償は支給しない。

2 出張旅費

役員（理事・監事）・評議員及び外部委員等が業務のため出張する場合、次の基準に基づき出張旅費を支給する。

旅 費	宿泊費（日額）	報 酬（日額）	その他の経費（食卓料等）
実 費	15,000円	2,000円	実 費

*職員を兼務する役員・評議員等は職員旅費規程により支給する。